

世界農業遺産等専門家会議の設置について

25 農振第 2237 号
平成 26 年 3 月 24 日
農村振興局長通知

改正	平成 28 年 4 月 12 日	28 農振第 12 号
改正	平成 30 年 1 月 16 日	29 農振第 1621 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日	元農振第 3535 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	5 農振第 2840 号
改正	令和 8 年 4 月 1 日	7 農振第 2841 号
最終改正	令和 8 年 6 月 11 日	8 農振第 708 号

1 目的

世界農業遺産等専門家会議（以下「専門家会議」という。）は、国連食糧農業機関（FAO）が定める世界農業遺産申請・認定手順に沿った世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する手続の円滑な推進を図るとともに、世界農業遺産及び日本農業遺産認定地域において保全計画に沿った活動が適切に実施されるよう、専門的視点から助言することを目的として設置する。

2 実施事項

- （1）世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する実施要領（平成 28 年 4 月 12 日付け 28 農振第 12 号。以下「実施要領」という。）第 2 の 6 に基づく評価。
- （2）実施要領第 3 の 2 に基づく活動状況の評価。

3 実施体制

- （1）委員は別紙のとおりとする。
- （2）委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- （3）委員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。
- （4）委員長は、委員の互選により選任する。
- （5）委員長は、必要に応じて副委員長を置くことができる。
- （6）副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- （7）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- （8）委員の代理出席は、原則としてこれを認めない。

4 小委員会

- (1) 専門家会議は、必要に応じて小委員会を置くことができる。
- (2) 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

5 開催及び報告

- (1) 専門家会議は、必要に応じて農林水産省農村振興局長が招集する。
- (2) 専門家会議の進行は、委員長が行うものとする。
- (3) 専門家会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、活動状況等の評価については、2名以上の出席をもって成立することとする。
- (4) 専門家会議は、2について審議等を行うものとし、その結果を農林水産省農村振興局長に報告するものとする。
- (5) 第1、3、4項の規定は、小委員会について準用する。

6 議事

- (1) 専門家会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長が認めるものについては公開とする。
- (2) 専門家会議の議事要旨は、会議の運営に支障が無いと認める範囲内で公開するものとする。
- (3) 前2項の規定は、小委員会について準用する。

7 事務局

会議に係る事務は、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課が林野庁森林整備部森林利用課及び水産庁漁港漁場整備部防災漁村課の協力を得て処理する。

8 その他

上記に定めのない事項については、必要に応じて専門家会議において決定するものとする。

世界農業遺産等専門家会議委員名簿

委員長

やぎ のぶゆき
八木 信行

東京大学特命教授室 特命教授

副委員長

くすもと よしのぶ
楠本 良延

東京農業大学地域環境科学部 教授

委員

うちかわ よしゆき
内川 義行

信州大学農学部 准教授

こたに
小谷 あゆみ

フリーアナウンサー、農業ジャーナリスト

とよだ みつよ
豊田 光世

新潟大学佐渡自然共生科学センター 教授

はしもと しずか
橋本 禅

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授